

令和8年熊本地震の検証(第一弾) ～意見交換会等のご意見・ご要望の検証～

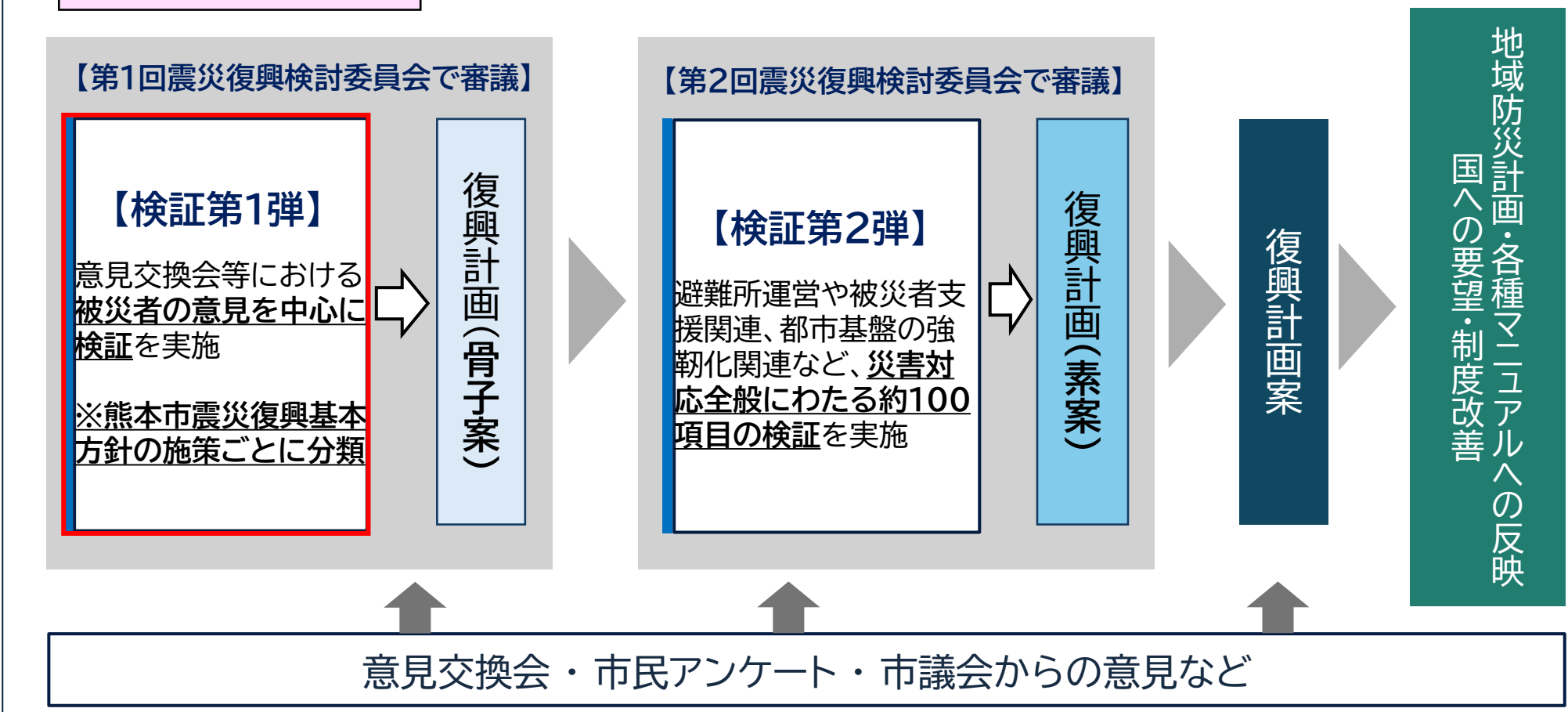
地域の代表者や経済・農業等各種団体の方々と行った「くらし再建・復興に向けた意見交換会」の今回の災害対応に係るご意見等について、熊本市震災復興基本方針で掲げた6つの施策ごとに分類し、それぞれ検証を行いました。

検証の全体像と進め方について(案)

令和8年熊本地震の災害対応については、初動対応から復旧・復興までの多岐にわたる項目を検証することとし、**第1弾では意見交換会等における被災者の意見を中心に検証を行い、第2弾では避難所運営や被災者支援関連、都市基盤の強化関連など、災害対応全般にわたる約100項目について検証を行う。**

検証結果は、震災復興検討委員会での審議を踏まえ、震災復興計画の策定や地域防災計画等の改善に活用する。また、**EBPM推進センターを中心に、分野横断的な詳細検証**を行い、災害対応力の強化や国への要望等へ繋げていく。

検証の全体図(想定)



【施策1】被災者一人ひとりに寄り添った生活再建支援①

- 平成28年熊本地震以降、総合相談窓口や地域支え合いセンターを中心とした地域との連携による見守りや相談支援に加え、住宅再建支援、液状化対策、こどもの心のケアや臨時託児等の取組を実施。
- 今後は、支援を必要とする被災者の確実な把握と伴走支援、被災実態に応じた住まいの再建、地域の意向を踏まえた液状化対策、災害時のこどもの居場所づくり等を推進する。



保健師巡回

意見交換会のご意見等 (R8熊本地震で顕在化した課題)

■地域の要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿が自治会等に共有されているが、要支援者への必要な支援が分からないため、具体的に示すことが必要。

■地域の単身高齢者等の孤立防止

一人暮らし高齢者など、頼れる人がいない被災者を一人ひとり支える体制の強化が必要。

■在宅避難者等への情報伝達強化

在宅避難者や要配慮者等には、情報が届きにくいため、支援情報の周知強化が必要。

これまでの取組 (H28熊本地震以降の個別取組概要)

令和7年度に、災害時要援護者避難支援制度と避難行動要支援者制度を一本化し、名簿共有の方法等を見直すなど、地域との共有のあり方を改善。

地域支え合いセンターを設置し、職員等が応急住宅入居者等への定期的な訪問や見守り、交流促進等を実施。

支援制度の情報誌を避難所や区役所、一部コンビニエンスストアに設置するとともに、地域支え合いセンターによる個別支援を通じて、支援制度の周知を実施。

今後の方向性の整理案

名簿では把握できない具体的な支援内容を明記した個別避難計画の作成を推進するとともに、地域と共有することで、実効性のある避難支援につなげていく。

各区に暮らし再建支え合いチーム、南区に暮らし再建支え合いセンターを設置するとともに、被災者カルテを活用した高齢者等の被災者の把握や支援等に取り組む。

保健師を含むチームで在宅避難者等を訪問し、支援情報等の案内を行った。今後は、民生委員児童委員協議会等を通じた情報提供や対象者への個別通知等を行っていく。

【施策1】被災者一人ひとりに寄り添った生活再建支援②

意見交換会のご意見等
(R8熊本地震で顕在化した課題)

これまでの取組
(H28熊本地震以降の個別取組概要)

今後の方向性の整理案

生活・住まい再建

■液状化現象への対策等の実施

液状化や地割れ、地盤沈下が起きており、液状化対策事業による支援が必要。

液状化被害が発生した近見地区において、地域との丁寧な意見交換を行いながら、全額公費負担で宅地液状化防止事業を実施。(全8地区 令和7年度完了)

地域の意向を確認しながら、必要な現地調査を進め、対策を検討する。

■一部損壊世帯等への支援充実

住家や家財に被害が出ているものの、一部損壊の判定となり、支援制度の対象外となっているため、支援拡充等の検討が必要。

一部損壊の判定世帯においても、住宅の修理費を100万円以上支出した世帯や住民税非課税世帯等に対して、義援金を支給。

既存制度による支援状況や被災者の実情、市民アンケートの調査結果等を踏まえて、一部損壊世帯をはじめ包括的な支援を検討する。

こども・子育て世帯への支援

■こどもの心のケア

地震後の児童の不登校・心身不調に対応するため、スクールカウンセラーによる心のケアが必要。

スクールカウンセラーを全小中学校区に配置するなど、心のケア体制を強化し、カウンセリングが必要な児童・生徒数の調査を年3回実施し、必要に応じて心のケアを実施。

南区の学校を中心にスクールカウンセラーを重点配置し、心のケアが必要な児童生徒に対して、支援を行っていく。

■災害時のこどもの居場所づくり

保護者が就労や災害後の片付けを行うことができるよう、こどもが安全に過ごせる居場所づくりが必要。

被災による保育所の閉園等に伴い、被害の少なかった市立保育所や一部児童館において一時預かり保育を実施。

こどもや保護者が安全・安心に利用できる預かりについては、実施場所や適切な見守りが可能な人員確保も踏まえて検討する。

【施策2】都市基盤の更なる強靱化①

- 平成28年熊本地震以降、避難所の耐震化・機能強化や防災拠点施設の整備を進めるとともに、住宅等の耐震化に対する補助、中心市街地の防災対策、道路・河川等の復旧・強靱化等を実施。
- 今後は、避難所の安全性と防災設備の実効性の確保、防災拠点機能の強化、住宅等の耐震化やマンションの適正管理への支援、中心市街地における安全確保、浸水リスクを踏まえた道路対策など、より強靱化された都市基盤の構築を推進する。



道路のひび割れ

	意見交換会のご意見等 (R8熊本地震で顕在化した課題)	これまでの取組 (H28熊本地震以降の個別取組概要)	今後の方向性の整理案
避難所の安全性	■避難所の安全性の確認等 避難所に停電や断水、配管の漏水、落下物等の不安があるため、 <u>安全性の確認と機能強化が必要。</u>	<u>指定避難所の構造体の耐震化</u> に取り組むとともに、 <u>必要な非構造部材の耐震改修</u> について、建替えや大規模修繕の機会に併せて実施。	引き続き、安全性確保のため点検等を実施するとともに、 <u>災害時に必要な機能の検証を行い、今後の整備に活用していく。</u>
	■避難所の防災設備の検証 貯水機能付給水管やプロパン発電機が使用できなかったため、 <u>防災設備を検証し、再発防止策が必要。</u>	長期避難に備え、 <u>貯水機能付給水管やマンホールトイレの整備等により避難所機能を強化。</u>	設備の検証を進めるとともに、 <u>操作手順や復旧手順を周知し、職員が使用できるように、災害時を想定した訓練を行う。</u>
防災拠点施設	■防災拠点施設の整備 市役所をはじめとした <u>重要な防災拠点施設の整備が必要。</u>	防災拠点施設においては、 <u>耐震性及び耐火性の確保</u> に努めるとともに、 <u>平時から応急復旧等の体制を整備。</u>	市役所や区役所、避難所となる学校等の <u>防災拠点施設の復旧や整備を進め、次の災害に備えた施設の強靱化を図る。</u>

【施策2】 都市基盤の更なる強靱化②

	意見交換会のご意見等 (R8熊本地震で顕在化した課題)	これまでの取組 (H28熊本地震以降の個別取組概要)	今後の方向性の整理案
住宅等	■耐震診断・補強への支援 断層付近や耐震性の低い建物への耐震診断・補強支援の拡充が必要。	建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建木造住宅の耐震化に関する補助制度などを進め、耐震診断及び耐震改修を促進。	専門家の派遣制度のほか、耐震改修や建替え等に係る費用の補助制度を拡充しており、今後更なる利用周知や制度拡充を検討する。
	■マンションの防災対策 タワーマンションのエレベーター停止や断水に備え、高層階の高齢者等を支えるマンション防災を進めることが必要。	マンションセミナーなどを開催し、防災に取り組む重要性の周知・啓発を実施。	防災マニュアルの整備など、マンションの適正管理に関して、管理組合と連携し、継続して支援を行っていく。
中心市街地	■中心市街地の防災対策 中心市街地において、来街者等の安全確保や円滑な避難誘導など、防災対策が必要。	老朽化した建築物の建替えによる耐震性・防火性等の向上を図るまちなか再生プロジェクトを始動。地元金融機関による専用融資の創設など官民連携して取組を推進。	まちなか再生プロジェクト等を推進していくとともに、避難誘導アナウンスや誘導表示等の対策実施を検討する。
道路	■重複被災による浸水リスク解消 道路・側溝の陥没や沈下が悪化し、浸水リスクが高くなっているため、対策が必要。	河川や水路の損傷に伴う流下阻害等への対策として、関係機関と連携し、発災後の梅雨前までに応急対応を実施。	現地の確認を含め、詳細な調査を行い、浸水リスクを踏まえた対策を実施する。

【施策3】 災害対応力の強化と地域防災力の向上①

- 平成28年熊本地震以降、避難所の施設・空調設備の整備や地域と連携した避難所運営体制の構築、迅速な災害廃棄物の収集、帰宅困難者や災害ボランティアへの対応など、災害対応力の強化及び地域防災力の向上を図る取組を実施。
- 今後は、避難所の空調の早期整備をはじめとした環境整備や長期避難に対応可能な地域等と連携した運営体制の構築を進めるとともに、災害廃棄物、帰宅困難者等への対応やデジタル技術の活用などを強化する。



避難所へのエアコン設置

意見交換会のご意見等 (R8熊本地震で顕在化した課題)

これまでの取組 (H28熊本地震以降の個別取組概要)

今後の方向性の整理案

避難所環境

■避難所空調の早期整備

体育館には空調がなく、猛暑時や授業期間中において避難所を開設することができないため、早急な空調の整備が必要。

小中学校の普通教室においては、平成30年8月に空調の設置が完了。
令和8年度からは、体育館への空調設置に着手。

令和11年度までに市立小中学校の全体育館への空調整備計画を着実に進めるとともに、計画の前倒しも含め早期完了を目指す。

■避難所環境の速やかな整備

段ボールベッドの備蓄や温かい食事の提供、マンホールトイレの確保、ペット同伴避難など、避難所環境の整備が必要。

避難所における良好な生活環境の確保に向け、パーティションや簡易ベッド、マンホールトイレの設置を推進。九州の自治体等と連携したTKB48訓練を実施。

避難所における物資提供や備蓄状況に関する検証を基に、今後の備蓄や提供方法などを検討する。

避難所の運営体制

■避難所運営体制の拡充

避難所担当職員の長時間勤務を避け、地域委員も含めた交代・運営体制の確立が必要。

地域住民・施設管理者・避難所担当職員が平時から顔の見える関係をつくり、校区防災連絡会・避難所運営委員会の設置を推進。

避難所運営の課題を検証し、マニュアルの改善を図るとともに、地域、施設管理者及び避難所担当職員が連携した長期避難に対応可能な避難所運営体制の構築を検討する。

【施策3】 災害対応力の強化と地域防災力の向上②

意見交換会のご意見等
(R8熊本地震で顕在化した課題)

これまでの取組
(H28熊本地震以降の個別取組概要)

今後の方向性の整理案

くまもとアプリ

■くまもとアプリの活用検証

くまもとアプリやマイナンバーを利用した避難所の入所手続きについて、どれくらい簡略化できたのか検証が必要。

避難所運営や避難状況の把握にも活用できるスマートフォンアプリ「くまもとアプリ」を導入。

認知・利用が途上であったことなどから利用者が少なかったため、周知啓発を図るとともに、運用上の課題を検証する。

災害廃棄物の処理

■災害廃棄物受付等の運用改善

災害廃棄物の受付及びその後の収集に時間を要したため、改善が必要。

オンライン申込の導入や、電話窓口の強化をはじめ、関係団体や他自治体との協定等に基づき、迅速な収集体制を構築。

災害廃棄物の受付体制については、今回の教訓を活かした検討を進める。また、収集体制についても、関係団体等との連携を図り、発災直後からの収集体制の強化に努める。

帰宅困難者への支援

■帰宅困難者の対応

熊本駅周辺の帰宅困難者の対応については、特に外国人の受入れ・誘導・通訳体制など、熊本駅周辺の地域特性に応じた整備が必要。

周辺企業で帰宅困難者対策協議会を設立し、訓練を実施するなど、発災時に着実に対応できる備えを推進。

帰宅困難者対策協議会において、外国人への一時滞在施設への速やかな誘導・案内方法等について協議するとともに、当該受入施設において多言語での情報提供が可能な受入環境の整備を進める。

災害ボランティア

■高齢者等のボランティア活用支援

高齢被災者の片付け支援のため、ボランティア活用の周知等の強化が必要。

避難所でのチラシ配布やSNS等による情報発信、戸別訪問時の案内等、様々な周知を実施。くまもとアプリに災害ボランティアの募集機能を設け、参加を促進。

災害ボランティアセンターのより円滑な運営や適切なニーズ把握等について、社会福祉協議会と協議しながら検討を進める。

【施策4】 地域産業の再生

- 平成28年熊本地震以降、中小企業への融資や経営・労働相談、雇用維持への支援、正確な情報発信による風評被害対策、農地・農業用施設や漁港等の復旧、農漁業者の経営再開支援を実施。
- 今後は、関係機関と連携した企業の人材確保や人材マッチング、観光施設等の正確な情報発信と誘客促進を進めるとともに、小規模な農業用施設等の復旧に対する財政面・技術面での支援に取り組む。



水路の崩落

	意見交換会のご意見等 (R8熊本地震で顕在化した課題)	これまでの取組 (H28熊本地震以降の個別取組概要)	今後の方向性の整理案
地域経済関連	■採用内定者等の雇用の確保 被災の影響により、来春の採用や内定者の採用取り止めによる将来の人材不足等の懸念があるため、 <u>人材確保の支援が必要</u> 。	国による <u>雇用調整助成金の特例措置</u> や市独自の <u>合同就職説明会の開催等</u> を通じた、 <u>雇用維持・人材確保に向けた取組</u> を実施。	労働局等と連携して、 <u>企業間の在籍出向や人材マッチング</u> などの支援を検討する。
	■風評被害の解消・需要喚起 被災していない地域は通常どおり営業していることを積極的に発信し、 <u>風評被害を解消することが必要</u> 。	九州ふっこう割を活用するとともに、 <u>「正確な情報」や「元気な熊本」を積極的に発信</u> することで、風評被害の解消に向けた取組を実施。	<u>観光施設等の正確な情報発信</u> を行うとともに、 <u>県と連携し、国内外の誘客促進</u> に取り組む。
農水産業関連	■農業用排水路等の復旧 国の災害復旧事業の対象とならない <u>水路等の小規模な損壊の復旧に向け、財政支援と技術的な助言が必要</u> 。	市単独災害復旧事業により、地元負担の低減を図りながら、 <u>令和3年度までに復旧工事を完了</u> 。	<u>市単独災害復旧事業により、強靱化も含め、市独自の財政面・技術面での支援</u> に取り組む。

【施策5】 熊本城をはじめとした文化財の着実な復旧

- 平成28年熊本地震以降、熊本城をはじめとする文化財の計画的な復旧・公開・活用や、文化芸術を通じた心の復興に向けた取組を実施。
- 今後は、再び被災した熊本城等の文化財の着実な復旧を進めるとともに、その過程の公開や地域活動の再開を通じて、心の復興につなげる。



熊本城 石垣崩落

	意見交換会のご意見等 (R8熊本地震で顕在化した課題)	これまでの取組 (H28熊本地震以降の個別取組概要)	今後の方向性の整理案
熊本城等文化財の復旧	■重複被災した熊本城の復旧 熊本城は復旧過程にある中で再び被災をしており、 <u>効率的・計画的な復旧を一体的に行うことが必要。</u>	平成30年3月に熊本城復旧基本計画を策定し、 <u>文化財的価値の保全と被害の拡大防止</u> を図りながら、効率的・計画的な復旧を推進。	前回地震から続く復旧工程への今回の被害の影響を整理・検証し、 <u>複雑に重なり合う二つの災害からの復旧を一体的に進める。</u>
	■地域文化財等の早期復旧 市内の指定・登録文化財291件のうち57件が被災し、 <u>複数施設で休館・利用制限が続いており、早期復旧が必要。</u>	市内の指定・登録文化財256件のうち70件が被災し、記念館は全館が被害を受けて休館。 <u>令和5年度に全館復旧し、公開を再開。</u>	文化財としての価値を損なわないように、 <u>専門家や関係団体と連携し、技術的支援と必要な財源の確保</u> に取り組む。
心の復興	■心の復興支援 長期にわたる避難生活等で、心理的負担が増大していることから、 <u>前を向けるよう「心の復興」を後押しする支援が必要。</u>	熊本城等の復旧過程の公開を通じて、 <u>市民の誇りや心の復興</u> につなげてきた。また、 <u>文化芸術を活用した「文化的処方」</u> の取組も発信。	<u>熊本城等の復旧過程の公開や地域活動の再開</u> などを通じて、 <u>市民の誇りや地域への愛着を取り戻し、心の復興</u> につなげる。

【施策6】過去の災害の経験と教訓を活かした復旧・復興のけん引

- 平成28年熊本地震以降、広域的な応援・受援体制の整備、被災自治体への支援、震災の記録・教訓の保存・伝承を実施。
- 今後は、県南被災地の復旧・復興を継続して支援するとともに、応援・受援体制の充実と震災の記録・教訓の確実な保存・伝承を進める。



下水道復旧支援

	意見交換会のご意見等 (R8熊本地震で顕在化した課題)	これまでの取組 (H28熊本地震以降の個別取組概要)	今後の方向性の整理案
県南被災地への 支援	■ 県南被災地の復旧・復興 県都・政令指定都市として、 <u>被害が特に大きい県南被災地を支援し、熊本全体の復旧・復興を進めることが必要。</u>	これまで延べ1,100人を超える職員を派遣し、水道応急復旧や消防活動支援、公費解体支援などを実施。また、8月14日には、応援本部を設置し、支援を強化してきた。	引き続き、 <u>現地ニーズ等を踏まえ、職員の中長期派遣などを実施し、県南被災地の復旧・復興を支援していく。</u>
応援・受援体制	■ 応援・受援の柔軟な体制整備 広域的な災害が想定される中、 <u>被災地として支援をいただきながらも、被災規模が大きい他被災地へ支援を同時に行う体制整備が必要。</u>	他自治体等からの支援を円滑に受け入れるため、 <u>受援計画を策定し、受援体制を整備。</u> 九州市長会において、南海トラフ大地震を想定した、応援・受援体制の整備を進めた。	円滑な支援の受入れだけでなく、 <u>被災状況や現場のニーズに応じて、応援職員等を適切に配置できる体制を整備する。</u>
記録と伝承	■ 確実な震災の記録と伝承 経験と教訓の伝承には、データや写真等の記録・保存が必要であるため、 <u>発災直後等から十分に記録ができたのか検証が必要。</u>	「 <u>熊本市震災記録誌</u> 」を作成し、平成28年熊本地震の記録及び教訓を伝承。 <u>熊本市防災基本条例の制定や地域と連携した訓練等を通じた教訓の伝承</u> にも取り組んだ。	発災直後からデータ、写真、映像及び対応経過等を <u>確実に記録・保存できるよう、全庁的な周知を行っており、引き続き適切な保存と伝承を進める。</u>